

## 栃木県総合運動公園合宿所食堂売店運營業務に関する仕様書

### 1 委託業務の名称

本業務の名称を「栃木県総合運動公園合宿所食堂売店運營業務」とする。

### 2 委託期間

委託期間は、令和5年10月1日から令和10年3月31日までとする。

※上記期間には開設準備も含むものとし、実際の営業開始は協議のうえ決定する。

なお、できるだけ早期の営業開始が望ましい。

### 3 委託する施設の概要

(1) 所在地 栃木県宇都宮市西川田4-1-1

(2) 設置場所 栃木県総合運動公園合宿所1F (中央エリア)

(3) 面積 352.53㎡

内訳 食堂：162.65㎡ (座席数：100席程度)

売店：30.74㎡

厨房：79.71㎡

食品庫：35.34㎡ (冷蔵・冷凍庫含む)

倉庫：24.78㎡

事務所：19.31㎡

### 4 委託業務内容

(1) 栃木県総合運動公園合宿所利用者への食事の提供 (合宿食提供)

(2) 栃木県総合運動公園公園一般利用者への食事の提供 (レストラン営業)

(3) 栃木県総合運動公園公園一般利用者への食品及び物品の販売 (売店営業)

### 5 運営条件

(1) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は以下のとおりとし、事前協議のうえ委託者の承認を受けるものとする。

No	区分	営業日	提供時間又は営業時間
1	合宿所利用者向け食事の提供	合宿所利用時(一日3食)	朝食 午前7時00分から午前8時30分 昼食 正午から午後1時30分 夕食 午後6時00分から午後7時30分
2	一般利用者向け食堂及び売店の営業	受託者の提案による。ただし、利用者が多く見込まれる土、日、祝日や大会開催日は原則として営業すること。	昼食時間の営業を基本とし、受託者の提案による。

## (2) 定休日

一般利用者向け食堂及び売店の営業における定休日は月曜日から金曜日のうち1日間以上設けることができる。受託者の提案を基本とし協議のうえ決定する。ただし、定休日であっても合宿所利用者向け食事の提供は行うこと。

## (3) 提供内容及び価格

### ①食堂

提供内容は、定食、軽食及び喫茶等を中心とするが、具体的な内容は受託者の提案を基本とし、協議のうえ決定する。なお、合宿所食堂の特性を考慮し、アスリート向けスポーツメニュー等も加えることを条件とし、そのメニュー考案にあたってはスポーツ医科学センターの監修を受けるものとする。価格については受託者の提案を基本とし協議のうえ決定するが、公の施設であることを踏まえ、著しく高額とならないよう配慮すること。

### ②売店

公園利用者、運動施設利用者等のニーズを考慮し、飲食物等の販売品目及び価格を適宜設定すること。

## 6 運営委託料

- (1) 受託者への運営委託料の支払いは行わない。
- (2) 運営収支はすべて受託者に帰属し、その責任は受託者が負うものとする。

## 7 管理手数料

- (1) 受託者は、施設や設備の運営及び維持に対する管理手数料として、毎月の売上額（消費税抜き）の10%の額に当該金額にかかる消費税及び地方消費税を加算した額を委託者に支払うものとする。
- (2) 受託者は施設営業日ごとに売上日報（別紙様式）を提出し、委託者はそれに基づき月締めの管理手数料を算出して、受託者に請求する。

## 8 施設設備等の使用

受託者は、栃木県及び委託者が整備した施設や設備、什器類等は無償で使うことができる。なお、受託者が提案する新たなメニュー等を導入するうえで、必要な厨房器具等を新規に設置する際は、受託者が設置する。

## 9 施設の管理

施設を使用目的に従って使用し、常に施設及びその周辺の清掃をするなど、良好な管理のもとに維持保全することとする。なお、営業等により発生したゴミは全て受託者の負担により搬出のうえ、適正に処理すること。

## 10 経費の負担区分

### (1) 委託者が負担する経費

① 栃木県が整備した施設や設備等の修繕のうち、1件が10万円以上100万円未満のものに要する費用

※1件が100万円以上の修繕は栃木県が対応

② 委託者が整備した施設や設備等の修繕のうち、1件が10万円以上のものに要する費用

### (2) 受託者が負担する経費

① 光熱水費（電気、ガス、上下水道使用料）

② 営業にかかわるゴミ処理費、人件費、被服費、原材料費、消耗品費等

③ 清掃・衛生管理費（グリストラップ清掃、害虫駆除等）

④ 什器等の補充費

⑤ 厨房設備の日常メンテナンス費

⑥ 営業効果を目的とした意匠づくりや改装に要する費用

⑦ 栃木県及び委託者が整備した施設や設備等の修繕のうち、軽微なもの（概ね10万円未満）に要する費用

⑧ 受託者の故意または過失による修繕等に要する費用

⑨ 公租公課費及び法令に基づく諸経費

⑩ その他、営業上必要な経費

## 11 営業許可の申請

受託者は食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請届出を行うこと。

## 12 保険

受託者は、食中毒にかかる賠償責任保険に加入すること。

## 13 損害賠償

(1) 食中毒や異物混入など、第三者に被害を及ぼした場合、被害者に対しては受託者が誠意を持って対応すること。また、賠償については受託者がこの責を負うものとする。

(2) 施設及び備品の良好な管理を怠り、又は不適切な使用により当該施設等を滅失及び損傷した場合は、受託者がその損害を賠償しなければならない。

## 14 指導等

委託者は、業務の状況について必要な報告を求め、かつ業務に関して必要な指示を受託者に与えることができる。

#### 15 その他業務の禁止

公園内飲食売店施設において、別項第4（委託業務内容）に定める以外の業務を行ってはならない。

#### 16 再委託、譲渡の禁止

委託業務の主たる業務を受託者が行うものとし、その他の者に再委託又は、その権利を譲渡してはならない。ただし、主たる業務に付随する業務（清掃ゴミ処理等）についてはこの限りでない。

#### 17 解除等

次の各項に該当したとき、委託契約を一部又は全部解除する。なお、解除における補償は、解除原因に起因する側が補償するものとし、補償額については協議のうえ決定する。

- (1) 契約違反があったとき。
- (2) 受託者が別項第14の指導を繰り返し受けたのち、改善の見込みがないと判断される場合。
- (3) 受託者が、業務を履行できないと認められるとき。
- (4) 委託者が栃木県の指定管理を取り消されたとき。

#### 18 返還等

この委託業務契約が満了したとき、又は受託者の責による解除となったときは、受託者の費用をもって当該施設を原状回復のうえ返還すること。

#### 19 信義則

受託者は、信義を重んじ誠実に業務を履行することとする。

また、関係法令の遵守及び当該業務で知り得た情報を漏洩させてはならない。

#### 20 疑義の決定

業務を遂行するうえで疑義が生じた場合は、双方協議のうえ誠意をもって解決するものとする。